

## 建設工事の入札における入札金額内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する建設工事において、入札参加者から提出された入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内訳書の要件)

第2条 内訳書は、原則として別記第1号様式による。ただし、次項の各号に定める事項又は任意項目を備える場合においては、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 内訳書は、次の各号に定める事項を備えることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

(1) 入札参加者名及び工事名。

(2) 入札金額の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額。

(3) 入札金額の内訳となる記載を要する項目は、次表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

(内訳書の提出)

第3条 内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、内訳書を封書し、持参により提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

(内訳書の確認)

第4条 内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された内訳書の確認は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内訳を把握している職員）が別記第2号様式により別表1に掲げる内容について、確認を行うものとする。

3 別表1中3キ及び4アの内容の確認にあつては、入札担当課により行うものとする。

(内訳書に該当項目がある場合の取扱い)

第5条 前条の規定により内訳書を確認した結果、別表1に掲げる事項に該当する項目がある場合は、内訳書に重大かつ明白な不備があるものとして該当する応札者の入札を無効として取扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名通知（以下「入札の公告等」という。）を行う工事の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事の請負に係る入札については、なお従前の例による。



別記

第2号様式（第4条）

## 入札金額内訳書提出状況調書

工事名： \_\_\_\_\_

開札日： 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

確認者：(所属) \_\_\_\_\_ (職・氏名) \_\_\_\_\_

確認事項	該当する応札者※
1 未提出であると認められる場合	
ア 内訳書の全部又は一部が提出されない場合	
イ 内訳書と無関係な書類の場合	
ウ 他の工事の内訳書である場合	
エ 白紙である場合	
オ 内訳書が特定できない場合	
2 記載すべき事項が欠けている場合	
ア 内訳書の重要な項目（商号（名称）、工事名、内訳項目、金額等）の全部又は一部の記載がない場合	
3 記載すべき事項に誤りがある場合	
ア 工事名に誤りがある場合 （軽微な誤字、脱字がある場合は除く）	
イ 提出業者の商号（名称）に誤りがある場合 （軽微な誤字、脱字がある場合は除く）	
ウ 内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない	
エ 内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計とその合計額（工事価格）が一致しない場合	
オ 内訳書中に「値引き」の項目及びマイナス計上の項目がある場合	
カ 内訳書中の計算等が異なっている場合	

※ 内訳書を提出した者のうち、1者でも該当があった場合は記入する。

別表1（第4条）

確認事項	内容		備考
1 未提出であると認められる場合	ア	内訳書の全部又は一部が提出されない場合	内訳書そのものが提出されていない場合 内訳書が複数頁必要な場合等で、その全部が提出されていない又は一部が欠落している場合
	イ	内訳書と無関係な書類の場合	提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
	ウ	他の工事の内訳書である場合	提出された内訳書が別工事の場合
	エ	白紙である場合	提出された内訳書が白紙の場合
	オ	内訳書が特定できない場合	複数の内訳書の提出があり、特定ができない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	ア	内訳書の重要な項目（商号（名称）、工事名、内訳項目、金額等）の全部又は一部の記載がない場合	内訳書の商号（名称）、工事名、内訳項目、金額等の全部又は一部の記載がない場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	ア	工事名に誤りがある場合	内訳書の工事名が著しく異なる場合 ただし、軽微な誤字、脱字がある場合（同一性が確認できる場合）は除く
	イ	提出業者の商号（名称）に誤りがある場合	内訳書の商号（名称）が著しく異なる場合 ただし、軽微な誤字、脱字がある場合（同一性が確認できる場合）は除く
	ウ	内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとし、それぞれの金額と合計額（工事価格）の記載がない場合
	エ	内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計とその合計額（工事価格）が一致しない場合	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとし、その合計と合計額（工事価格）が一致しない場合
	オ	内訳書中に「値引き」の項目及びマイナス計上の項目がある場合	「値引き」、「端数処理」等、経費の根拠が不明確となる記載がある場合（スクラップ控除等マイナスで計上するものは除く）

		カ	内訳書中の計算等が異なっている場合	内訳書の中の計算間違いや、数量や単位等が異なっている又は記載漏れ等により確認が困難である場合
		キ	内訳書の合計額（工事価格）と入札金額が一致しない場合	内訳書の合計額（工事価格）と入札書又は電子入札システム上の入札金額が異なっている場合
4	その他未提出又は不備がある場合	ア	内訳書が電子データの場合で破損等の理由により内容が確認できない場合	内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合(再提出を入札参加者に求めたが、市の指定期日までに提出がない場合を含む)